

栗東市元職員逮捕事案内部調査委員会

調査報告書

令和6年7月

目 次

はじめに

第1 調査の概要等

第2 経過等

第3 逮捕・起訴事実、組織による事業遂行に関する調査

第4 本件事案の調査結果に基づく問題点、課題等

第5 再発防止に向けた今後の対策

第6 参与による総括

おわりに

参考資料

はじめに

令和5年10月4日、同年3月31日をもって退職した元職員が収賄容疑により逮捕された事案について、市民の皆様、関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

逮捕当日以降、警察の捜査に対して本事案の全容解明に向け、市として誠心誠意協力してきました。

本事案については、10月25日の起訴、再逮捕、11月15日の追起訴、12月11日から3回の公判を経て、令和6年1月12日に判決が出ました。

この間、市は10月18日に「栗東市元職員逮捕事案内部調査委員会」を立ち上げ、本事案が生じた原因を究明し、これに基づいた再発防止策の検討を行うべく調査を進めてきました。書類調査や聴取調査に対して想定していた以上に時日を要し、本報告書の完成は当初の予定を超えることとなりましたが、参与の助言も得ながら報告書をまとめることができました。

市としては、今回の事案のような信用失墜行為が二度と起こることがないように再発防止に取組み、市政に対する市民の皆様の信頼回復に全力で取り組まなければならないと考えています。この報告書はこれらを目的として作成したものであり、市民の皆様からの信頼を回復するため、我々職員がこの報告書が示す再発防止策に沿って行動しているか否か、常に皆様からのチェックが受けられるように本報告書を公表するものです。

第1 調査の概要等

1 調査の目的

令和5年10月4日、収賄容疑による栗東市元職員の逮捕事案について、その原因究明と問題点の分析・検証を行った上で、再発防止等の方策を取りまとめる。

2 調査対象期間及び業務

今回の事案が、東部地区新産業拠点(栗東ニューテクノパーク)(以下、「テクノパーク」という。)における企業立地の業務を進める中で発生したことから、元職員が当該業務に携わった、「市民政策部次長」「環境経済部政策監」「産業経済部政策監」「産業経済部長」としての在職期間である、平成31年4月1日から令和5年3月31日を調査対象期間として設定する。

また、テクノパークにおける企業立地業務を調査対象業務とし、「収賄事件の事実関係」「業務執行の公正性」「公務員倫理・コンプライアンス」「元職員の在職中における業務の内容や進め方」「組織としての事業の進め方や事業に関する意思形成プロセス」等を調査する。

3 調査方法

- (1) 関係職員及び関係者への聴取
- (2) 決裁文書や計画書等関係資料の書面調査
- (3) 元職員や贈賄側の公判で示される内容の情報収集
- (4) その他必要な事項

4 調査項目：「2 調査対象期間及び業務」に沿って下記項目を調査

- (1) 収賄事件：収賄を構成する事実、収賄事件の経緯、動機、背景など
- (2) 元職員の業務内容及び仕事の進め方：業務の把握、外部関係者との接触の状況・頻度・帯同者の有無、協議録の確認(有無を含む。)、関係職員との情報の共有状況など
- (3) 組織としての事業の進め方及び意思形成過程：意思形成のスタートから決定に至るまでの元職員及び関係職員の関与状況、これにかかる関係書類の確認(有無を含む。)、意思形成過程における決裁文書の有無・職員間の情報共有など

5 開始時期

- (1) 委員会設置後即時対応
事業概要・事件概要の把握、資料の整理、業務に関する情報収集
- (2) 公判後
関係職員及び関係者聴取

6 調査委員会の構成

会長：副市長

副会長：総務部長

委員：市長公室長、政策推進部長、企業立地推進課長、人事課長

参与：同志社大学名誉教授 新川達郎氏

草津法律事務所弁護士 山本久子氏

7 役割分担

- (1) 内部調査委員会に関する事務：総務部人事課
- (2) 聴取調査：総務部人事課、市長公室企業立地推進課
- (3) 資料の収集：元職員の職員情報等人事関連資料 総務部人事課
企業立地にかかる事業関連資料 市長公室企業立地推進課
その他 適宜対応する
- (4) 調査記録のまとめ：総務部人事課

第2 経過等

1 経過概要

令和5年

10月4日

- 17時8分 警察からの一報 元職員が収賄の容疑により逮捕
- 17時20分 市三役に報告
- 18時45分～19時00分
幹部会議（事件発生報告等）
- 19時00分～19時38分
対策会議（今後の対応協議）
- 20時5分～20時32分
正副議長に説明
- 20時30分～23時50分
家宅捜索 対象：企業立地推進課、財政課、会計課、総務課、都市計画課、人事課、住宅課

10月5日

- 9時30分～11時00分
対策会議（記者会見対応、今後の対応）
- 13時30分～15時30分
臨時記者会見

10月6日

- 市長メッセージ 元職員の逮捕を受けて（庁内掲示）
- 綱紀粛正及び服務規律の徹底等について（庁内掲示）
- 市民向けお詫びメッセージ（ホームページ）
- 9時30分～10時5分
会派代表説明（議員協議会開催依頼）
- 9時58分 滋賀県警来庁 事務スペースの設置
- 13時00分 関係職員への事情聴取開始
- 15時00分～16時15分
対策会議（議員協議会対応等）

10月8日

- 13時00分～14時26分
対策会議（議員協議会対応等）

10月10日

8時30分～9時00分

対策会議（議員協議会対応等）

9時30分～10時4分

議員協議会

10月17日

8時30分～10時00分

総合調整会議（内部調査委員会の立ち上げについて、事件概要の職員への再周知依頼、所属長における職員倫理規定や服務規程の再周知並びに遵守周知）

10月18日

16時00分～17時00分

第1回内部調査委員会

- ・委員会の立ち上げ
- ・調査目的、調査対象期間及び内容、調査方法、調査項目、調査開始時期などについて確認

10月25日

14時00分

警察より起訴及び再逮捕の連絡

14時15分

市三役への報告

14時45分

幹部会議（再逮捕等報告）

15時30分

対策会議（市長コメント等対応会議）

16時15分

正副議長へ電話報告（その後、各議員へメールにて報告）

ホームページへの市民向けお詫び文掲載

10月27日

9時30分

議会説明会にて再逮捕事案並びに内部調査委員会の立ち上げについて報告

10月31日

14時00分

定例記者会見にて内部調査委員会の立ち上げについて説明

11月15日

再逮捕にかかる起訴

滋賀県警事務スペースの撤収

13時30分～14時30分

滋賀県警察本部交通機動隊にて押収品返還

14時57分～15時00分

幹部会議（起訴報告）

15時6分～15時15分

対策会議（市長コメント等対応会議）

11月16日

9時53分 元職員担当弁護士より本日付で保釈の連絡

11月22日

15時30分～17時00分

第2回内部調査委員会

- ・報告書の構成と調査の進め方について確認
- ・聴取事項、順番の確認

12月11日

11時00分～12時00分

第1回公判 起訴事実認める

12月21日

13時30分～14時40分

第2回公判 論告求刑

12月25日

13時00分～13時55分

第3回内部調査委員会

- ・第1回公判について報告

令和6年

1月12日

10時20分～10時30分

第3回公判 判決

懲役2年6か月、執行猶予3年、追徴金1,050万円

1月27日

判決の確定

2月16日

13時00分～14時30分

第4回内部調査委員会

- ・第2、3回公判について報告
- ・聴取項目の確認

2月21日

8時30分～10時20分

第5回内部調査委員会

- ・聴取項目の確認

2月28日

10時30分～12時00分
関係職員聴取

3月27日

「禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限（返納）に関する報告書」を
滋賀県市町村職員退職手当組合に提出

14時00分～16時00分
関係職員聴取

4月4日

10時30分～12時00分
関係職員聴取

4月8日

11時30分～12時00分
関係職員聴取

13時10分～14時30分
関係職員聴取

4月9日

9時40分～10時30分
関係職員聴取

4月17日

13時00分～
第6回内部調査委員会
・関係職員聴取結果の報告
・元職員への聴取事項について確認
・今後のスケジュールについて確認

4月18日

13時00分～17時00分
関係職員聴取

4月19日

16時00分～17時00分
関係職員聴取

4月22日

9時00分～16時00分
関係職員聴取

4月30日

9時00分～14時30分

- 第7回内部調査委員会
・元職員への聴取調査の実施

5月14日

14時00分～17時00分

- 第8回内部調査委員会
・元職員聴取結果の報告
・関係職員への聴取調査の実施
・今後のスケジュール確認

5月28日

10時30分～12時00分

- 第9回内部調査委員会
・報告書案について

6月25日

15時00分～17時00分

- 第10回内部調査委員会
・報告書案について

7月9日

14時30分～16時00分

- 第11回内部調査委員会
・報告書案について

2 逮捕、起訴の対象となった事件の概要

(1) 事件の概要

逮捕被疑者（肩書は当時のもの）

収賄側 元職員 男性

贈賄側 会社役員 男性

元職員は、環境経済部政策監（令和2年4月1日～令和3年3月31日）、産業経済部政策監（令和3年4月1日～令和4年3月31日）及び産業経済部長（令和4年4月1日～令和5年3月31日）であった期間、本市が産業拠点の形成を目指していたテクノパークに企業を立地する事務に従事し、土地所有者、企業との売買に係る調整等を行っていた。会社役員は、開発地の土地所有者で構成される「六地藏山管理委員会（以下「山管理委員会」）に所属し、令和3年4月1日から委員長を務めている。

- ・逮捕年月日 令和5年10月4日

逮捕事実の概要

- ア 元職員は、令和3年7月28日、会社役員方において同人から、テクノパーク内の同人所有の土地及び山管理委員会が管理する土地の売買につき、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様に有利かつ便宜な取り扱いを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、現金300万円を無金利、無担保で借り受けて金融の利益の供与を受けたものであり、自己の前記職務に関して賄賂を収受した。
- イ 会社役員は、元職員に対しア記載の趣旨の下に、現金300万円を無金利、無担保で貸与して金融の利益を供与したものであり、職務に関して賄賂を供与した。
令和5年10月25日起訴

- ・逮捕年月日 令和5年10月25日

逮捕事実の概要

- ウ 元職員は、会社役員から、テクノパーク内の同人所有の土地及び山管理委員会が管理する土地等の売買につき、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様に有利かつ便宜な取り扱いを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら
 - ㊦ 令和4年2月9日ころ、会社役員方において、現金100万円を無利息、無担保で借り受けて金融の利益の供与を受け
 - ㊧ 令和4年3月25日ころ、会社役員方において、現金250万円を無利息、無担保で借り受けて金融の利益の供与を受け
 - ㊨ 令和4年12月19日ころ、栗東市内において、現金300万円を無利息、無担保で借り受けて金融の利益の供与を受け
 - ㊩ 令和5年2月14日ころ、栗東市内において、現金100万円を無利息、無担保で借り受けて金融の利益の供与を受けもって、それぞれ自己の前記職務に関して賄賂を収受した。
- エ 会社役員は、元職員に対しウ記載の趣旨の下に、現金合計750万円を無利息、無担保で貸し付けて金融の利益を供与したものであり、職務に関して賄賂を供与した。
令和5年11月15日起訴

(2) 元職員の経歴

昭和56（1981）年4月1日に入庁。昭和62（1987）年度から都市建設部都市計画課に7年間、平成14（2002）年度から建設部都市計画課開発指導係係長で7

年間、平成23（2011）年度から同課課長補佐で2年間、平成29（2017）年度から同課課長で2年間、都市計画課には通算18年間在籍した。

企業立地の推進については、令和元（2019）年度から市民政策部・環境経済部・建設部の次長（兼務）として1年間、令和2（2020）年度から環境経済部の政策監（部長級）として1年間、令和3（2021）年度より産業経済部政策監（部長級）、令和4（2022）年度より同部部長として従事し、同年度末に定年退職した。在職期間は42年間だった。

3 東部地区新産業拠点（栗東ニューテクノパーク）企業立地推進事業の概要

(1) 企業立地推進事業の経緯

- ・平成13（2001）年3月 「東部地区まちづくり総合計画」策定
- ・平成31（2019）年4月 元職員が企業立地を担当、次長職
- ・令和3（2021）年2月 「栗東市企業立地推進計画」策定

本市が企業立地を推進している東部地区（平成6（1994）年10月 特定保留地の指定）は、かねてから多くの政策課題を抱える地域であった。土砂砕石跡地等の今後の土地利用課題として、市東部構想等による工場等用地整備計画の具現化や環境センター更新計画に伴う関連施策、国・県レベルでの新たな幹線道路網整備の進展、更には地域生活基盤等の向上に向けた要望課題等。こうした背景から、東部地区がめざすべき将来像を明らかにするとともに、東部地区の整備方針、新産業拠点（栗東ニューテクノパーク）の整備方針、実現方策等を示す「東部地区まちづくり総合整備計画」が平成13（2001）年3月にとりまとめられた。

平成14（2002）年3月には土地区画整理事業調査が行われ、当時誘致を進めていた新幹線新駅西側地区と東部地区新産業拠点を連携させた土地区画整理事業の可能性が検討された。

平成15（2003）年度には栗東市土地開発公社により A ゾーンの事業が着手され、平成16（2004）年1月には同公社より企業へ売却。

平成18（2006）年7月26日、嘉田知事が県議会で新幹線新駅事業の凍結を表明、平成19（2007）年10月31日に JR との新幹線新駅に係る協定類が終了したことにより新幹線新駅の建設は中止となった。また、この結果、新幹線新駅西側地区と東部地区新産業拠点を連携させた土地区画整理事業も白紙となり、平成19（2007）年から令和元（2019）年度にかけて東部地区新産業拠点整備に向けた調査・検討が行われた。

東部地区は、翌年度の令和3（2021）年2月にまとめられた「栗東市企業立地推進計画」に盛り込まれ、新産業拠点の早期整備を目指すこととなった。

この計画策定に先立ち、令和2（2020）年の企業事業用地の相談を皮切りに、企業立地が進み始める。同年6月に土地所有者である山管理委員会地権者説明会の開催、1期用地の新工場立地について了承された。さらに同年6月に市は新工場建設に伴う協力依頼を受け、7月には企業立地に合わせて必要となる接続道路等の整備方針を決定した。

また、同年9月には他社より2期用地への協力依頼を受け、2期用地とともにB・Cゾーンの立地も進むこととなる。同年12月に六地藏山地権者は2期用地とB・Cゾーンの企業立地について協力を了承された。

令和2（2020）年12月 六地藏山地権者が新工場用地（1期用地）を売却。

令和3（2021）年7月 栗東市東部地区新産業拠点の整備に関する条例、栗東市工場等立地促進条例施行。

令和4（2022）年8月 六地藏山地権者がB・Cゾーンを売却。

令和5（2023）年4月 六地藏山地権者が2期用地を売却。

(2) 組織体制

東部地区新産業拠点整備に向けた調査・検討を行っていた令和元（2019）年度、元職員は市民政策部次長兼元気創造政策課長に就任し、東部地区の整備を進める特定プロジェクト推進室を掌理する。また、この令和元年度中の人事異動により市民政策部元気創造政策課参事（企業立地推進担当）が配置されるなど、企業立地推進業務の充実強化が行われた。

令和2（2020）年度、環境経済部政策監を新設、部内に企業立地推進課を新設、課長含む課員6名。

令和3（2021）年度、部名変更産業経済部政策監、企業立地推進課に参事ポストを新設、課長含む課員6名。

令和4（2022）年度、産業経済部長、課長含む課員6名。企業立地推進課参事ポスト廃止。

第3 逮捕・起訴事実、組織による事業遂行に関する調査

起訴事実や公判内容の確認及び書類調査を行い、協議録等の資料から確認できなかった事項や元職員の仕事の進め方等について、元職員及び関係職員への聴取調査を行った。

1 聴取項目の設定（「：」は聴取対象）

- (1) 元職員の人柄、仕事ぶりについて：関係職員
- (2) 会社役員と元職員との関係について：元職員、関係職員
- (3) 事業の進め方の確認（元職員、関係職員の関与について）：元職員、関係職員
 - ・元職員の一人での外出状況
 - ・元職員への来客
 - ・工場等誘致に関する条例や東部地区新産業拠点の整備に関する条例、工場等立地促進条例の認識について
 - ・協議録について
- (4) 公判で明らかになった事実の検証：元職員、関係職員
 - ・企業の東部地区進出の経緯
 - ・山管理委員会と企業との調整経過と市の関与
 - ・事業の進め方：元職員の行動の特徴、関係職員との情報の共有について
 - ・元職員と山管理委員会等との間で共有されているが、関係職員とは共有されていない情報。
 - ・組織決定がされていない事項の把握

※これらの項目について、下記の公判で明らかになった事実を検証しつつ聴取をする。

○公判で明らかになった事実の要旨

ア 企業からの東部地区進出への意向を受けた元職員は、第1期用地の売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。

イ 元職員は、BCゾーンの用地の売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。

ウ 元職員は、第2期用地の売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。

2 聴取結果（：以下は聴取対象者）

(1) 元職員の人柄、仕事ぶりについて：関係職員

関係職員からの聴取によると、都市計画法に詳しく、業務には進んで取り組み、責任感があり、指示も具体的な頼れるリーダーであった。話術が長けており、聞いた人を納得させる、説得力のある職員であったが、その一方で、協議録を残さない、一人で動いているという一面もあった。

(2) 会社役員と元職員との関係について：元職員、関係職員

職員と、土地所有者あるいは土地所有者代表という関係で、個人的な付き合いは見受けられなかった。元職員もプライベートの付き合いはなかったと証言している。

両者が金銭の貸し借りをしていたことについて、その事実を知っていた関係職員はいなかった。また元職員も、この金銭貸借について他の職員は知らなかった、と答えている。

(3) 事業の進め方の確認：元職員、職員の関与について：元職員、関係職員

・元職員の一人での外出状況

元職員は一人で外出していたことが他の関係職員の聴取から確認された。上記の通り、元職員は協議録を残さなかったこともあり、元職員がどこへ行き、誰と出会い、何をしてきたかを他の関係職員は把握することができなかった。朝礼の際に予定の確認を行っていたが、元職員からは外出の予定も告げられなかった。令和4年度からは、機構改革等により企業立地推進課と元職員の席が離れたこともあり、同課職員からは元職員の行動が把握しづらくなった。しかし、複数対応を原則としていることから元職員へ帯同を申し入れたり、元職員の単独行動に対し、一人で動かないように、という声が部下からは上がっていた。

元職員においては、意図的に行先や予定を告げず、協議録も残していなかった。詳細は後述する。

・元職員への来客

上記のように令和4年度から席が離れることとなり、元職員あての来客が課に来る機会も減った。3年度以前は、電話で「元職員に繋いでほしい」という場面もあったが、4年度は元職員の席の近くに架電があり、企業立地推進課では相手や内容について把握できなかった。山管理委員会の委員については、元職員に会いに来る際には、企業立地推進課に立ち寄られることがあり、一定把握ができていたようである。

元職員の席の前には協議室があり、いつ誰と協議しているのかを把握しづらい状態だったことに加え、元職員の私用の電話に直接の架電もあった。この場合は、相手が誰

か、何の件について話しているのかは分からなかった。

元職員からの聴取により、東部地区進出企業の関係者、山管理委員会などとの電話連絡を行っていたことが確認された。

・工場等誘致に関する条例や東部地区新産業拠点の整備に関する条例、工場等立地促進条例の認識について

本事案にかかる東部地区の企業立地については民間開発によるものであることから、企業による用地取得に際して、市としては公平性を確保すべき立場であった。

これに加え、令和3年7月1日施行の「工場等立地促進条例」の第3条では市の支援を定め、同条例施行規則の第4条では支援の範囲を掲げ、用地取得に関しては同条第1項により「工場等の用地取得に関する情報の提供」とし、支援の範囲を規定することで市の立場を明確化した。なお、この工場等立地促進条例は前身である「工場等誘致に関する条例」を全面的に改正したものである。

上記2点については本事案を担当した関係職員からの聴取によると、新条例の施行を待つまでもなく民間開発に関して市のとるべき立場は十分理解しており、新条例に規定する用地取得の支援については、情報の提供に留めていた、価格の調整はしてはいけないし、していない、という認識であった。

また、企業立地推進課長は、市は立地を推進する立場であり、誘致ではない、市が整備して来てもらうのではない、と訓示していた。

他方、元職員からの聴取によると、改廃が行われた「誘致」「立地」にかかる条例の相違を十分理解しつつも、一歩踏み込んで取り組まないと事業がうまく進んでいかないと思っていた。新たに制定した工場等立地促進条例の支援の範囲を超えた取り組み、すなわち「用地取得に関する情報の提供」を超えた支援をしなければ本事案の企業立地は成功しないという認識であった。

・協議録について

企業立地推進課の基本的な姿勢としては、東部地区進出企業の関係者、山管理委員会との協議については原則として協議録を残す方針であった。

協議録を残さないことが多かった元職員に対して、単独で行動をしないよう、また単独で行動したとしても記録を残すように、という部下の職員からの声もあった。

それにもかかわらず、元職員が単独行動をとり、記録を残さなかったのは、上記のように一歩踏み込んだ取り組みを必要と考えていたことによる。この一歩踏み込んだ取り組みが次に確認をしていく用地取得にかかる価格の調整であり、意図的に行先や予定を告げず、協議録も残さなかった。

(4) 公判で明らかになった事実の検証：元職員、関係職員

ア 企業からの東部地区進出への意向を受けた元職員は、第1期用地の売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。

令和2年5月頃以前の企業の進出意向について正確に把握する関係職員はおらず、元職員が関連企業と電話にてやりとりをしており、記録を残していないだけではなく担当課への情報の共有もされていなかった。

この事例は元職員の記録を残さない、情報を共有しないという特徴の一例である。

元職員からの聴取によると、一人で企業側の希望購入価格を聞き、土地所有者との調整を行い、両者の合意を得て価格をとりまとめた。

こうした金額のやりとりについて元職員はこれを単独で行い、協議録も残さなかったことから、知っている関係職員はいなかった。元職員は価格調整をしてはいけない、という認識をもっていたことから協議録については意図的に残していない。また、他の職員を価格調整に巻き込むのはよくないと思っていたため一人で行動していた。

関係職員からの聴取では、結果を元職員から聞いた、やりとりは知らなかった、とのことであり上記と一致する。

イ 元職員はBCゾーンの売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。

聴取によると、B・Cゾーンの希望土地購入価格を事業者より聞いた際には、元職員に加え別の関係職員も同席していた。

その後事業者と協議をするも折り合いがつかなかったが、この際にも別の関係職員が同席していた。

土地所有者からの売却金額の希望については記録が残っているが、元職員が用地価格の調整をしたことについて記録は残っていない。用地価格の調整は元職員が一人で行い、先述と同様に記録は意図的に残しておらず単独行動であった。ただし、上記のように、事業者からの希望金額の提示と協議の場に別の関係職員も同席していたが記録は残っていなかった。

その他の関係職員については、調整経過については知らなかった、あるいは結果だけを後に知らされた。

元職員からの指示により上記とは異なる他の土地所有者との面会を進めていた関係職員からの聴取によると、基本的な姿勢として「企業立地への協力」を求め、「民間開発」となることを説明し協力を求めていった。テクノパークの計画は進んでこなかったが企業が進出することになったので、市の進める企業立地に協力を、との依頼が主な面会の内容であり、記録も確認できた。しかし一方で、当該B・Cゾーンにつ

いては、先に他の土地所有者と事業者との間での用地価格の調整を元職員が行っており、この結果を「面会」にて売買実例として伝えていた。聴取では、価格の調整はしていないとのことであったが、企業立地の協力の中に売買実例の金額も入っていた点は留意しなければならない。

関係職員が用地の売却希望金額を聞いた際には、希望金額を元職員に伝え価格調整はしていないとのことであった。この件は協議録が残っている。用地価格の調整についてはこれまでの記述と同様に元職員が単独で行っていた。ただし、この過程において、別の関係職員も同席する場面があったが一部記録が残っていない。

他の関係職員については、残っている協議録から土地所有者の希望金額の提示があったことは承知しているが、以後の調整経過及び結果については知らない。

関係職員が用地の売却希望金額を聞いたもう一つの例がある。この場合も土地所有者の希望金額については関係職員が聞き元職員に伝えた。元職員は企業側と価格の調整を行いその結果をこの職員に伝えた。これを受け土地所有者に文書通知を行った。

これは土地所有者が文書での回答を求めていたからであり、金額提示に市長の名前は使えないため元職員の名前で文書を出した、と元職員は答えた。

一方で、当該文書作成に携わった関係職員は、この文書については条例の定める支援の範囲内であったと考えていた点については留意が必要である。

この土地所有者とのやりとりについては、文書通知にかかる決裁は残っているものの、一部の協議録は残っていなかった。

なお、通知文書中に「(土地所有者)様からご提示を受けました条件につきまして、進出企業側と調整いたしました結果を下記の通り報告」とし、㎡当たりの単価が記載してあったことや、周辺の売買実例を証明する旨の記載があったことや、民間売買での売り渡し価格記載文書の写しが添付されていたこと、については留意が必要である。

ウ 元職員は第2期用地の売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。

土地所有者からの金額希望の提示があったことについては協議録が残っているが、用地価格の調整は元職員が一人で行い、結果を土地所有者に報告したことについての記録は残っていない。先述と同様に記録は意図的に残しておらず単独行動であった。ただし、事業者の希望する購入価格の聞き取りの際には別の関係職員も同席していたが、記録は残っていなかった。

他の関係職員については、調整経過は把握しておらず、結果だけを後に知らされた。

売買代金が契約締結時に一括して支払われるように売却先と調整して欲しい、と土地所有者から依頼された件については、元職員からの聴取によると、令和4年9月頃に非公式のやりとりで聞き、関係職員は誰も知らない、とのことであった。

令和5年1月頃にはこの件につき土地所有者との協議があり、こちらは協議録が残っている。元職員からの聴取によると、売却先との調整は元職員が一人で行い、記録も残っていないとのことであった。関係職員は後から結果を知らされた。

(5) まとめ：用地価格の調整などについて

これまでの聴取から明らかになったことは、用地価格の調整にあたっては元職員が一人で行い、関係職員には知らせなかった。これは、用地価格の調整が民間の土地売買にかかることであり、これが公務の公正性・公平性を欠く可能性のある行為であることや、工場等立地促進条例に定める支援の範囲を超える行為であることを認識していたためである。

一方で、元職員が「支援の範囲内である」と考え関係職員を帯同させた際の協議等が、常に支援の範囲内であったとは言い切れない。最終的に用地価格をまとめ上げたのは元職員一人であったとしても、その準備段階での協議等がすでに価格調整の範疇であると捉えられる可能性がある。既述のように、価格調整の一端ともとれる協議等に携わった関係職員は、それが「市の支援の範囲」であると認識していた。

元職員が、市の支援の範囲を超えて一歩踏み込んでいかないと事業が成就しない、と考えるの行き過ぎた行動は、上記の関係職員にとっては市の支援の範囲内であり必要な支援であると認識されていた。

こうした認識の差異が生じたのは、第一にこの企業立地が市にとって一大プロジェクトであったこと、第二に条例の解釈が統一されていなかったこと、第三に一般職員の中ではトップである部長級の指示であったことが考えられる。

この一大プロジェクトを進めるにあたり担当の職員は大きな使命感と責任を感じながら、推進しなければならない事業であると認識していた。そのため、元職員の指示のもと事業を進めるために必要な自身の行動は、支援の範囲内であると自分に言い聞かせ、それが公益につながると解し事業を進めていた。

他方で、「支援の範囲」を字義どおりに解し、価格の調整ととれる行為をしないように警鐘を鳴らしていた関係職員もいた。

当該事業の推進においては、「用地価格の調整をしてはいけないと知りつつも行った元職員」、「条例等に抵触する可能性のある行為を支援の範囲内であると解釈して行った職員」、「条例等に抵触する可能性のある行為をしてはいけないと考えた職員」、そして「警鐘を鳴らした職員」がいた。

令和3年7月1日施行の工場等立地促進条例施行に際し明確化した「市の支援」はそ

の解釈の点において幅を持つこととなったと考えられる。

第4 本件事案の調査結果に基づく問題点、課題等

以下では前項での聴取結果から問題点・課題等を整理する。

第一に部長級職員の単独行動が散見されたことである。部下から咎める声はあったものの、それでもやめることはなく、朝礼の際にも外出予定を告げなかった。また、単独行動と同じ意味をなすものとして、協議室での単独での協議や、私用電話での協議が挙げられる。

第二に協議録を残さなかったこと。協議録を残さないことが多かった元職員に対して、単独で行動をしないよう、また単独で行動したとしても記録を残すように、という部下の職員からの声もあった。

第三にコンプライアンスの問題。

元職員からの聴取の中では、本事案の当時、金銭貸借が贈収賄になるとは思っていなかった、単なる金の貸し借りだと思っていた、という発言があった。すでに結審し刑も確定しており、元職員も罪を認めているが、コンプライアンス意識の希薄さ、ないしは欠如が本事案の要因になっていたことは間違いない。また、そもそも収賄罪の成立以前の問題として、「栗東市職員倫理規程」において関係事業者等との接触に関する規制により金銭の貸し付けを受けることは禁止されている。

第四に工場等立地促進条例への理解と金額交渉、民間取引での留意について。

本事案での問題点の一つとして、元職員は土地を求める企業と、売り主である土地所有者との間に介入し、用地価格の調整を行ったことが挙げられる。本来、公正公平を旨とする公務員がこうした調整を行うと、いずれかに有利になるように取り計らったのではないかと疑いの目を持たれることからしてはいけないうことと理解されている。元職員においても、価格調整を行うことはしてはいけないうことであると十分承知しつつ行っていた。

他方で、関係職員も価格調整をしていたか否か、という問題がある。調整は一人で行ったという元職員の発言から、関係職員が元職員と同じように価格調整に対する積極的な関与をしていないのは明らかではあるが、それをもって価格調整をしていない、とは言い切れない。

土地所有者に協力を求める際に、売買実績を引き合いに出し協力を依頼していたことは価格調整の範疇とも捉えられる可能性がある。

「〇〇〇〇円でどうですか？」と協力を求めることが「いけない」ということに気づいていなかった関係職員がいる、とは元職員の言葉である。一方で、自分がそれをさせていたとも自認しており、業務の遂行にあたり条例に定める「支援」の範囲が全担当職員に統一して

正しく理解がされていなかった。

本事案は企業立地や民間開発に対し、「支援」という名のもとに元職員が介入した事案ではあるが、広く民間取引の全般にわたり市は公正公平な立場を常に保持する必要がある。

第五はマネジメントの問題である。元職員は責任感があり、指示も具体的な頼れるリーダー、話術が長けており、聞いた人を納得させる、説得力のある職員であった、と評価されていた。こうした強いリーダーシップを発揮する上司に対して、単独行動等を制御することができず、結果としてこれらの行動を黙認してしまうに至った。

○まとめ

本事案の問題点、課題等は大きくは以下の2つの要素で構成されていると考えられる。一つは元職員の個性的な一面であり、もう一つは市の組織としての管理体制が不十分であったことである。

既述のとおり、元職員は単独行動や記録を残さなかったことに加え、関係者からの金銭借入が法令に抵触しないという認識だったこと、強いリーダーシップを発揮する職員だったゆえに周囲が遠慮していたこと、一歩踏み込んででも企業立地を成功させようという思いなど、元職員の個性的な一面が事案の要因の一つとなった。

一方で市は組織として、健全な行政運営を行うための市自身の管理体制が不十分であった。元職員が単独行動をとったことや記録を残さなかったことをはじめとした個性的な一面を市として制御できなかったということ、コンプライアンスの意識が希薄な職員が存在していたこと、特定の職員に依存していたこと、そしてこれらを包含する風土を市は持っていた。本事案が生じた要因として市の管理体制を見直さなければならない。

第5 再発防止に向けた今後の対策

「第4 本件事案の調査結果に基づく問題点、課題等」より確認された問題点等について下記の対策を講じることとする。

1 組織・サービス・人事に関する取組

(1) 部長級をはじめとする幹部職員へのマネジメント等研修の実施

本件では部長級の職員が起こした不祥事であったことに鑑み、部長級職員をはじめとした幹部職員に対して、その職責と影響力を認識させ、適切なマネジメントや、相互理解を促進するための風通しの良い職場づくりが確保されるよう研修を行う。

(2) 複数対応等の徹底

協議等には、協議相手の伝えたい内容が正しく理解できたかどうか、また、こちらの伝えたい内容が正しく伝わっているかどうかを確認するためにも、かねてから複数対応を原則としている。今回、この複数対応をしていなかったことが不祥事の一因ともなっていることから、改めて複数での対応を周知する。また、単独行動と同様の結果をもたらすと考えられる私用電話にて公務を行わないよう改めて周知する。

(3) 定期的な職員ヒアリングの実施

組織的に早期に不祥事等の状況を把握し対策を徹底することができるよう、職員への面談を実施する。

(4) 風通しのよい職場づくり

ア 職場環境

部下や同僚、先輩の不祥事を発見したとき、又は不祥事の気配を感じたときに、注意し合える人間関係の形成が大切である。他人への無関心は、不祥事の温床となるばかりか、組織の弱体化を招くおそれがある。二度と不祥事を起こさないため、他の職員の言動に常に関心を持ち、悪いことは悪いと言える職場づくりに努める。

イ 朝礼等による情報共有の推奨

部局や課、係など、共通の目標のために業務を行う組織においては、構成員の情報共有が不可欠である。朝礼、打合せ、業務終了前等、時間や場所にかかわらず、業務の日程、直面する課題、今後の見通しなどを職員相互で確認し合うことが大切である。不祥事の前兆に気付き、予防するとともに、組織の業務を円滑に進めるため、朝礼等

により情報の共有化を図る。

ウ 報告、連絡及び相談の徹底

報告、連絡及び相談は、組織の円滑な運営の基本であるとともに、施設の維持管理を適正に行うためには必要不可欠なものであることから、これを徹底し情報の共有化を図る。

(5) 関係例規等の整備

本事案では条例及び規則の解釈について差異が生じていたことに鑑み、条例及び規則の運用にあたっては統一した見解で取り組むこととする。

また、本事案のような不祥事の発生の抑止として「文書管理条例」の制定、「職員の懲戒処分に関する指針」や「分限に関する手続及び効果に関する条例」の見直しをはじめとした関係例規を整備する。

2 記録管理

組織として業務を遂行する上で欠かしてはいけないのが上記した情報の共有である。今回の事案では元職員は意図的に記録を残さなかったが、記録を残すことが徹底されていればそれが不祥事の防壁になり得たと考えられる。

記録を残すことが、情報を共有し、課題・問題の整理や解決策を見出すことにつながり、組織として業務を進める上で不可欠であることは言うまでもないが、本事案を踏まえ、上記の文書管理条例に基づく記録管理により情報を共有することとする。

3 公務員倫理の確保に向けた取組

今回の事案で特徴的であった点として、「金銭を借り入れたことによる収賄」が挙げられる。無利子・無担保での融資が「金融の利益」に相当することなど、犯罪を構成する要件の把握をはじめ、倫理服务等の関係法令を改めて確認し、定着させることが必要である。

そのためには、集合研修を開催し周知徹底を図るとともに、職場研修においても各職場において生じる可能性が高い不祥事を防ぐことを狙いとした研修などを継続的に実施する。

(1) 公務員倫理の高揚を目指す研修の充実

本事案を踏まえ、改めて「職務の公正さについて市民の皆様から疑念を抱かれない」という公務員倫理の原点を周知・徹底していく必要がある。部長級職員を含めた全職員に対し、改めて職員の倫理意識の高揚を図るため、より実践的な効果を得られる研修を

実施する。

- (2) 職員自身による公務員倫理の定期的な点検
人事評価制度などを活かして職員が自身の行動を定期的に振り返る機会を確保する。
- (3) コンプライアンスの推進体制
コンプライアンスの推進のため指針等を策定する。この指針等に基づき、外部委員が参画するコンプライアンスの推進体制を整備する。

4 民間取引と市の役割

本事案では企業と土地所有者との間に介入し価格交渉に携わっていたことが問題であった。元職員は「〇〇〇〇円でどうですか？」と協力を求めることでさえ市の職員がすべきことではないし、条例に規定する支援を超えているものと認識していたが、他の関係職員についてはその理解に差異が見られ、条例に定める「支援」の範囲が全担当職員に統一して正しく理解がされていなかった。

本事案では企業立地の推進における支援の範囲が問題となったが、広く民間取引全般にわたり市は公正公平な立場を常に保持する必要がある。

市からの支援や事業の遂行に際し、民間取引への市の支援や事業の遂行に際して留意しなければならない問題について改めて研修等の場において再確認し周知する。

5 公益通報

強いリーダーシップを発揮する上司に対して、単独行動を制御しきれなかったことが今回の不祥事を招いた一因となっている。結果として、記録を残さない単独行動を黙認することとなってしまった。

こうした際に部下である職員がとり得る対応として公益通報の制度がある。

市では、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、「市職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関する通報等を適切に処理するための必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、市政運営における適正の確保に資することを目的」として「栗東市公益通報の処理に関する規則（平成30年栗東市規則第15号）」を制定し制度化した。

本事案では部長級が起こした不祥事であったことが問題の一つである。類似事案発生を未然に防止するため、本制度の活用により不祥事を芽のうちから摘み取ることが必要である。制度化時の周知以降、当該制度の存在が希薄化していることは否めないため、当該制度の周知についてはコンプライアンスの研修とともに継続的に取り組み、また、本制

度を使いやすくするために外部通報窓口を設けることとする。

第6 参与による総括

1 ガバナンスについて新川参与の総括

元職員不祥事に関して、栗東市の事務事業の処理体制全般に関する不備が明らかになった。それらはすでに、本内部調査委員会で明らかにされてきたとおりである。まずは、内部調査委員会における真摯な努力に敬意を表するとともに、調査の結論とそこから得られた今後の課題については妥当であると高く評価したい。

今回の問題発生について、本市の行政内部のガバナンスという観点から、委員会報告に関して総括的な意見を申し上げたい。ガバナンスについて重要な要素は、有効性、効率性、透明性、公正・公平性、責任性であり、これらを具体的に確保するための法令整備、組織体制整備、管理職を含む職員能力の確保体制、外在的第三者的な監視体制整備が求められている。その体制整備を通じて、日常の事務処理が適正に執行されることになる。これらの一部については、すでに本報告においても触れられているところであるが、とくに重要と思われるところについて、若干の指摘を追加しておきたい。

第1には、コンプライアンスの基本となる法令整備である。そこには、法律や条例だけではなく、例規類の整備を含めて見直しが必要と思われる。特に、本事件を巡っては、関係の条例や職員服務規程、協議などの記録制度や文書管理、内部通報制度などが問題になっているが、むしろ業務執行の適正手続きがあいまいであったことを問題にしなければならない。とりわけ問題事例を生みやすい業務については、その執行の適正手続きを定める例規の整備が進められる必要がある。

第2には、組織体制に関して言えば、管理者の責任について議論が必要と考える。管理者の管理行動については、その責任の範囲が不明確だったのではないかと。とりわけ、業務命令と報告聴取、そして必要な指示との関係については、不明瞭なところが多く、現場の判断にゆだねられているところが大きい。組織運営上、権限移譲や命令委任は当然であるが、最終的な責任性を確保できる体制整備が必要である。

第3には、文書管理や記録制度の整備については、報告で触れられているとおりであるが、これに加えて、その回議と決裁の在り方が形式的になっていた恐れも改めて指摘しなければならない。重要な決定等が、縦割りの業務権限内の組織担当者に限られず、関係部局に組織的に共有される状況を作り出すことも、今後の課題であろう。

第4には、職員の業務遂行能力の向上である。今回の事案の根底にある問題は、有能な職員が個人的な能力を発揮し事業を担当していたことに端を発する。これらは個人的な人間関係を基礎とする行動とも考えられるが、公務員本来の業務遂行能力とは言えない。むしろそこに不足していたのは、民間事業者や市民との対応の技術や知識であったと考えられるのであり、そうした研修の具体的な内容が求められている。

もちろん、本内部調査委員会の権能の範囲として、行政における事実関係の解明に焦

点があり、一定の制約があったことも事実である。1つには、必ずしも今後の対策を十分に議論する場ではなかったこと、2つには、市民や民間事業者との関係に立ち入ることはしなかったことから、民間側の動向が公判を通じての刑法上の論点に限られてしまったことがある。3つには、以上の2つと密接にかかわるが、民間事業者や市民の利害関係に行政がなんらかかかわる場合のメカニズムを明らかにできなかったし、民間事業者や市民との利害関係の持ち方についての議論には至らなかったことは残念である。これらを踏まえた外部性や第三者性のある客観的な監視体制や、業務執行体制が構築できると、ガバナンス体制がよりよく機能すると考えていることを申し添えておきたい。

2 コンプライアンスについて山本参与の総括

収賄罪は、「汚職の罪」の一つであり、職務の公正に対する市民の信用を損ない、遵法意識の低下を招くなど、その及ぼす影響は大きく、重大な犯罪である。

しかし、収賄側と贈賄側は、互いに利を得る関係にあり、特定の被害者がいないことから、見つからないようにすれば大丈夫と思いがちで、研修等で収賄行為の違法性を強調したり懲戒制度を説明したりするだけでは防止することが難しい。

この種の不祥事を防止するためには、個人ではなく、組織の在り方に目を向けることが大切であり、庁内のコンプライアンス体制の確立やマネジメント強化が不可欠である。

すなわち、本件は、企業立地推進事業に関わる事案であったが、元職員は、本件事業を遂行するにあたって、当初から、あえて他の職員との情報共有を避けて単独行動し、民間の価格交渉に携わる等、行政の権限を越えた関与をしていたことが明らかとなっている。それは、事業を成功させたいという純粋な思いからやっていたことであったかもしれないが、そのような進め方は、事業関係者に便宜を図る機会を作り出してしまうというリスクを含んでいた。

したがって、職員が頻繁に単独行動することがないよう徹底し、職員間の情報共有が確実になされるような組織作り（記録管理等）をするというマネジメントが重要となる。

もともと、本件において、周囲の職員らの中には、元職員の単独行動等を問題視し、改めるように進言していた部下もいた。それにも関わらず、元職員の単独行動等を止めることができなかったというのである。

このような場合に有効な仕組みとして、コンプライアンスを推進するための委員会等の設置がある。ここに外部委員を入れることで、対象者の職位にかかわらず意見し、是正するよう実効的に働きかけることができる。

あわせて、その外部委員等が窓口となる公益通報窓口を設置し、公益通報者保護を徹底することにより、職員等が安心して通報できる体制を作るべきである。

なお、コンプライアンスは、狭義の「法令遵守」とどまらず、社会良識に基づく「公務員倫理」の保持等も含む広義の意味で理解する必要がある。なぜなら、狭義に解すると、

「法令」の内容を歪曲化して都合よく解釈して正当化しようとし、結果として、「法令遵守」さえできないという事態を招くことにもなるからである。

コンプライアンスの推進を強調すると窮屈になる、あるいは、外部委員に通報すると大ごとになる、と考える職員もいるかもしれないが、実際には、働きやすい職場環境の整備に資するものであり、また、問題が小さいうちに通報することで不祥事を未然に防ぐことができる場合は少なくない。

貴市の市政運営が公正公平になされ、市民から信頼されるものとなり、かつ、職員にとって働きやすい環境となることを願う。

おわりに

今回の事案の調査のため、本編に記載のとおり関係職員をはじめ元職員へ聴取を行いました。

元職員が公判で認めたとおり、企業立地を進めるための行き過ぎた行動は金銭貸借を目的とはしていたが、一方で長らく歩みを止めていた東部地区の企業立地を進めるための行動として、一步踏み込む必要性を元職員が感じていたことも聴取で確認ができました。

元職員の熱意は行先を誤ってしまいましたが、今後、大型プロジェクトを控える本市としては、そして我々職員は、もう二度とその行先を誤ってはいけません。

今回の事案により、市民の皆様をはじめ関係各位の市政への信頼を著しく損なう事となり、あらためて深くお詫び申し上げるとともに、本報告書に沿った再発防止策を進め、外部委員が参画するコンプライアンスの推進体制を構築しつつ公正公平な行政運営を実施し、皆さまからの信頼を回復するべく全力で取り組むこととお誓い申し上げます。

なお、末尾になりましたが、本事案調査の各般にわたり、多忙を極める中にもかかわらず精力的にご支援をいただいた参与のお二方、同志社大学名誉教授 新川達郎氏、草津法律事務所 山本久子弁護士の適切な指導がなければこの報告書はまとまらなかったことを申し上げます。この場をお借りし改めてお礼を申し上げます。

參考資料

○栗東市工場等立地促進条例

令和3年6月29日

条例第15号

栗東市工場等誘致に関する条例（平成12年栗東町条例第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内への企業の立地又は市内企業の事業拡大を促進するため、事業者に対し助成措置等の支援をすることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって経済の活性化及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業者 営利を目的として事業を行う法人をいう。
- （2） 新設 市内に工場及び事業所（以下「工場等」という。）を有しない事業者が新たに工場等を設置することをいう。
- （3） 増設 市内に工場等を有する事業者が事業の拡大を目的として新たに市内に工場等を設置することをいう。
- （4） 移転 市内に立地する工場等の全部又は一部を廃し、市内において、その所在地を移動することをいう。
- （5） インフラ施設 工場等の設置に伴い整備する進入道路及び上下水道施設等であって、規則に定めるものをいう。
- （6） 投下固定資本の額 工場等の新設、増設又は移転のため、新たに取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号の固定資産の評価額であって、操業の開始の日までに取得したものをいう。

（市の支援）

第3条 市長は、工場等を新設し、増設し、又は移転する事業者に対し、第5条に規定する助成措置（以下「助成措置」という。）その他規則で定める必要な支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 助成措置を受けようとする事業者は、周辺環境と調和のとれた土地の利用及び秩序ある都市形成に十分に配慮した開発計画を立案しなければならない。

- 2 助成措置を受けた事業者は、工場等の工事完成の日又は操業開始の日から起算して、10年以上継続して事業を営み、地域経済の活性化に貢献する責務を負うものとする。
- 3 助成措置を受けた事業者は、工場等において新たに従業員を雇用する場合、当該従業員の30パーセント以上が地元雇用となるように努め、市内における雇用機会の拡大を図るものとする。

（助成措置の内容）

第5条 市長は、予算の範囲内において、工場等の新設、増設又は移転に際して要したインフラ施設の整備に係る額に相当する額を助成金として交付する。ただし、投下固定資本の額の100分の1の額を限度とする。

(助成措置の対象)

第6条 助成措置の対象は、工場等を新設し、増設し又は移転し、かつ、当該工場等の操業開始の時点で、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 助成対象の投下固定資本の額が5億円以上見込まれること。

(2) 工場等を都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域又は商業地域以外で建設すること。

(助成措置の手続)

第7条 助成措置を受けようとする事業者は、規則に定めるところにより交付にかかる手続を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による手続があった場合においては、厳正に審査のうえ、適当と認めるときは、助成措置の決定を行い、事業者に対し速やかに通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第8条 前条第2項の規定により助成措置の決定を受けた事業者は、その申請事項に変更があったときは、規則に定めるところにより直ちにその旨を市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する変更の申請が行われたときに準用する。

(助成措置の承継)

第9条 市長は、助成措置を受けている事業者から、相続、合併、譲渡その他の理由によりその地位及び事業を引き継いだ事業者に対し、助成措置を受ける地位を承継させることができる。

2 前項の場合において、助成措置を受ける地位を承継しようとする事業者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 前条第1項の規定は、前項の規定による承継について準用する。

(助成措置の停止等)

第10条 市長は、助成措置を受けている、又は受けるべき事業者(前条の規定により承継する事業者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成措置の全部若しくは一部を停止し、又は当該助成措置の決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を求めなければならない。

(1) 事業者が既に第4条第2項に規定する責務を果たしているときを除き、事業を休止し、若しくはこれを廃止し、又は操業していると認められない状態になった場合

- (2) 第8条の規定による申請（前条第3項の規定により準用される場合を含む。）を怠った場合
- (3) 助成措置を受けている間に市税を滞納した場合
- (4) 詐欺その他の不正行為により助成措置を受けたことが判明した場合

2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該事業主が、自然災害その他事業者の責によらない事由により同項第1号に規定する状態になった場合は、助成金の返還を求めない。

（報告）

第11条 市長は、この条例の適用を受ける事業者に対し、工場等の稼働状況、従業員の雇用状況その他必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた事業者は、速やかに市長に報告しなければならない。

（重複適用の禁止）

第12条 この条例において助成措置の適用を受けた事業者は、栗東市企業事業資金貸付条例（平成12年栗東町条例第30号）による貸付けを併せて受けることができない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の栗東市工場等立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に工場等を新設し、増設し、又は移転する事業者に適用し、同日前に工場等を新設し、増設し、又は移転した事業者については、なお従前の例による。

（栗東市企業事業資金貸付条例の一部改正）

3 栗東市企業事業資金貸付条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○栗東市工場等立地促進条例施行規則

令和3年6月29日

規則第16号

栗東市工場等誘致に関する条例施行規則（平成12年栗東町規則第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、栗東市工場等立地促進条例（令和3年栗東市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（インフラ施設）

第3条 条例第2条第5号の工場等の設置に伴い整備する進入道路及び上下水道施設等であって、規則に定めるものは、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき事業者が整備する次に掲げる施設のうち公共施設として国、県又は市に帰属するものとする。

- （1） 国道、県道又は市道に接続する進入道路
- （2） 水道施設
- （3） 下水道施設
- （4） 水路、調整池等

（市の支援）

第4条 条例第3条の規則で定める必要な支援は、次に掲げるものとする。

- （1） 工場等の用地取得に関する情報の提供
- （2） 雇用に関する相談
- （3） その他工場等の設置に伴い市の支援が必要となるもの

（助成金の交付）

第5条 条例第5条に規定する助成金は、操業の日以後初めて固定資産税が賦課された年度に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、助成金を5年以内の期間で分割し、交付することができる。

（助成措置の手続）

第6条 条例第7条第1項の交付にかかる手続は、次に掲げる事項とする。

- （1） 助成措置の事前協議
- （2） 助成措置の適用申請
- （3） 操業の届出
- （4） 助成金の交付申請
- （5） 助成金の請求

(助成措置の事前協議)

第7条 前条第1号の助成措置の事前協議は、工場等立地促進助成措置事前協議書(別記様式第1号)によるものとする。

2 事業者は、当該工場等の開発許可の申請前に、工場等立地促進助成措置事前協議書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場等設置計画書
- (2) 助成措置を受けようとする内容がわかる図書及び見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前条第1号の助成措置の事前協議が整ったときは、当該事業者に対して、工場等立地促進助成措置事前協議確認書(別記様式第2号)により通知する。

(助成措置の適用申請等)

第8条 第6条第2号の助成措置の適用申請は、工場等立地促進助成措置適用申請書(別記様式第3号)によるものとする。

2 事業者は、工事に着手した日から起算して6月以内に、工場等立地促進助成措置適用申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事着手時点の工場等設置計画書
- (2) 助成措置を受けようとする内容がわかる工事着手時点の図書及び見積書
- (3) 法人登記簿の謄本
- (4) 投下固定資本の見積書
- (5) 都市計画法第32条第1項の規定による同意書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する申請について、助成措置の適用の可否を決定する前に、別に定める審査機関(以下「審査機関」という。)にて審査するものとする。

4 市長は、当該事業者に対して、助成措置の適用を行う決定をしたときは工場等立地促進助成措置適用決定通知書(別記様式第4号)により通知し、助成措置の適用を行わない決定をしたときは工場等立地促進助成措置不適用決定通知書(別記様式第5号)により通知する。

(操業の届出)

第9条 第6条第3号の操業の届出は、工場等操業届(別記様式第6号)によるものとする。

2 事業者は、工場等を操業したときは、遅滞なく工場等操業届を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請等)

第10条 第6条第4号の助成金の交付申請は、工場等立地促進助成金交付申請書(別記様式第7号)によるものとする。

2 事業者は、第5条第1項に規定する年度に、工場等立地促進助成金交付申請書に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 投下固定資本額の明細

(2) 助成金の対象となるインフラ施設に係る工事請負契約書及び工事内訳明細書の写し、完成写真並びに領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第8条第3項及び第4項の規定は、助成金の交付決定について準用する。この場合において、同条第4項中「工場等立地促進助成措置適用決定通知書（別記様式第4号）により通知し、助成措置の適用を行わない決定をしたときは工場等立地促進助成措置不適用決定通知書（別記様式第5号）」とあるのは、「工場等立地促進助成金交付決定通知書（別記様式第8号）により」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による助成金の交付決定を受けた事業者は、条例第3条、第4条及び第11条に定めるもののほか、次に掲げる事項について企業立地協定書を市と締結しなければならない。

(1) 地元企業との取引拡大に関する事項

(2) 企業としての社会的役割を定めた事項

(3) その他協議により定めた事項

(助成金の請求等)

第11条 第6条第5号の助成金の請求は、工場等立地促進助成金交付請求書（別記様式第9号）によるものとする。

2 事業者は、前項の請求について、第5条第2項の規定により市長が助成金を分割で交付する場合は、当該年度毎に請求を行うものとする。

(変更の申請等)

第12条 条例第8条の規定による変更の申請は、当該変更に係る事実を証する書類を添えて、工場等設置計画変更承認申請書（別記様式第10号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請において、助成金の対象となるインフラ施設にかかる額又は投下固定資本の見積額に変更があったときは、変更の承認の可否について決定する前に、審査機関にて審査するものとする。ただし、当該見積額の変更が軽微であるときは、この限りでない。

3 市長は、当該事業者に対して、変更の承認を決定したときは工場等設置計画変更承認通知書（別記様式第11号）により通知し、変更の不承認を決定したときは工場等設置計画変更不承認通知書（別記様式第12号）により通知する。

(承継の申請等)

第13条 条例第9条第2項の規定による承継の申請は、事業承継申請書（別記様式第13号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請について審査を行い、適当と認めたときは、当該事業者に対して、事業承継承認書（別記様式第14号）により通知する。

(助成措置の停止等の通知)

第14条 市長は、条例第10条の規定による助成措置の停止を決定したとき又は助成措置の決定を取り消したときは、当該事業者に対して、工場等立地促進助成措置停止・取消通知書(別記様式第15号)により通知する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栗東市工場等立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に工場等を新設し、増設し、又は移転する事業者に適用し、同日前に工場等を新設し、増設し、又は移転した事業者については、なお従前の例による。

(栗東市企業事業資金貸付条例施行規則の一部改正)

3 栗東市企業事業資金貸付条例施行規則(平成12年栗東町規則第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○栗東市元職員逮捕事案内部調査委員会設置規程

(設置)

第1条 令和5年10月4日に発生した元職員逮捕事案（以下「事案」という。）についてその原因を究明し再発防止を講じるため、栗東市元職員逮捕事案内部調査委員会（以下「内部調査委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 内部調査委員会の所管事務は、次に掲げることとする。

- (1) 事案の原因を究明するために関係職員及び関係者に聞き取りを実施し、資料その他の情報を収集すること。
- (2) 類似事案の再発を防止するための対策を講じること。
- (3) 前2項の結果をとりまとめ、市長に報告すること。
- (4) その他事案の原因の究明及び再発防止に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 内部調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長 副市長
- (2) 副会長 総務部長
- (3) 委員 市長公室長、政策推進部長、市長公室企業立地推進課長、総務部人事課長、その他会長が必要と認める者
- (4) 参与 必要に応じて有識者の出席を求めることができる。

(職務)

第4条 会長は、内部調査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があつたときはその職務を代理する。
- 3 委員は、会長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて内部調査委員会を招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の意見を会長がとりまとめ、市長に報告する。

(庶務)

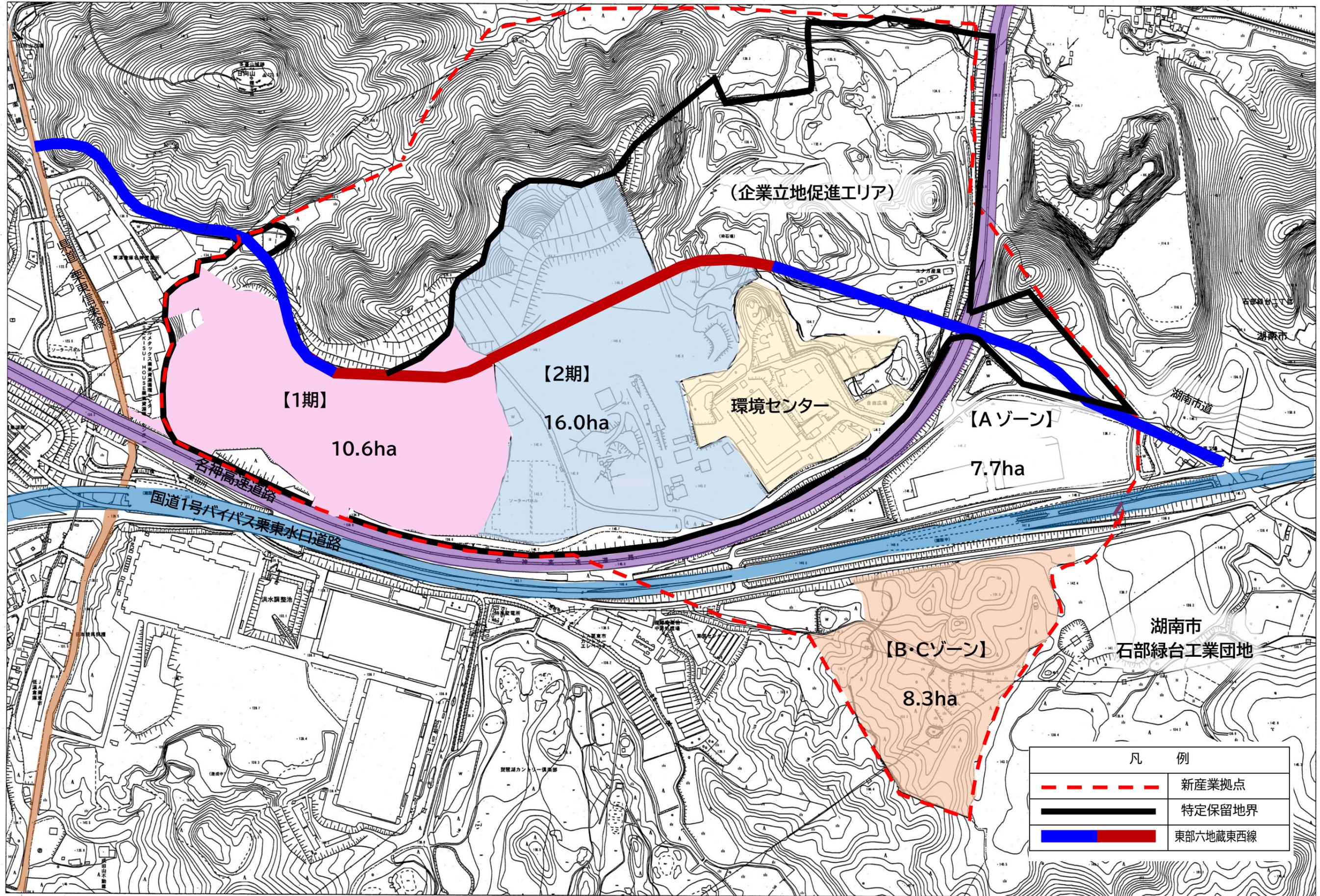
第6条 この会議の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、内部調査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月18日から施行する。



【1期】
10.6ha

【2期】
16.0ha

【Aゾーン】
7.7ha

【B・Cゾーン】
8.3ha

(企業立地促進エリア)

環境センター

名神高速道路

国道1号バイパス栗東水口道路

湖南市
石部緑台工業団地

栗東市

凡 例	
	新産業拠点
	特定保留地界
	東部六地蔵東西線

500m